

学校番号 131
学校名 福岡市立早良小学校
校長名 大津留 良平
(生徒指導担当者 森 一喜)

令和4年度 早良小学校いじめ防止基本方針

いじめの防止等のための取組に係る達成目標

児童の実態をつかむために生徒指導部会や児童支援連絡会の中で気になる児童や集団の状態を出し合い、今後の方針について話し合う。定期的な校内研修として、5月に学校いじめ防止基本方針の共通理解、8月に学校いじめ防止対策委員会の取組内容改善、3月に次年度いじめ防止基本方針提案を行う。

1 いじめ防止等に対する基本姿勢

「いじめは、どの学校でもどの学級でもどの子にも起こり得るものである。」という認識のもと、児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の3つのポイントをあげる。

- (1) 「いじめはどんなことがあっても絶対許さない」との強い認識をもつ。
- (2) いじめられている児童の立場に立って親身な指導を行う。
- (3) これまでのいじめの定義を見直し、「いじめ0ではなく、いじめ発見100%」を目指す。

<早良小いじめゼロ宣言>

- ・じぶんがいやなことは、ともだちにしません!!
- ・一人ひとりの違いを認め合い、お互いに尊重しあいます!!
- ・いじめにつながる言動をしません!させません!見逃しません!!

2 いじめの未然防止(未然防止のための取組等)

(1) いじめを生まない教育活動の推進

- 体験的な活動を通して、児童自らが「絆づくり」をできるように、教職員がその「場づくり」を行う。
- 学期に1回(年間3回)なかよしアンケートを実施する。また、それ以外の月に学校生活アンケートを実施し、児童の実態を把握する。6月、11月、2月は無記名で行う。
- Q-Uを実施する4年生から6年生については、結果を分析し、実態に応じた支援を行う。特に、Q-Uにおける要支援群の児童には、直ちに組織的かつ適切な支援を行う。
- 児童が主体となって、いじめがおこらない学級や学校をつくるという発想に立ち、いじめの未然防止の取組を進めていく「いじめゼロプロジェクト」を実施する。

(2) 地域・家庭、関係機関との積極的連携

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、学校サポーター会議や学校警察連絡協議会等を活用し、情報を共有する。

3 いじめの早期発見・即対応(いじめの兆候を見逃さない取組等)

- (1) 学級での児童の様子や友だち同士の関係を担任や専科が確認し、気づいたことがあればすぐに報告・相談する。また、管理職が教室巡回を行う。

- (2) 毎月のアンケートを基に、実態を把握する。気になる児童へは、個別に聞き取りを行う。
- (3) いじめの問題に対する学校の取り組み充実のため、「いじめ対応マニュアル」(市教委作成)及び「いじめの早期発見・早期対応の手引」(県教委作成)の活用の一層の徹底を図る。

4 いじめに対する措置(ネット上のいじめを含む,加害児童への対応も含む)

- (1) 直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し,組織的に対応する。
- (2) 状況や対応の経緯等について,客観的な事実確認を行い,その結果を速やかに教育委員会へ報告する。
- (3) 教育相談課等と連携し,被害児童をはじめ,被害児童の保護者や加害児童・保護者等へのカウンセリング等の心のケアを行う。また,学校だけでは対応が困難な事案に対しては,教育委員会の支援チームの活用を行い,いじめの問題の早期解決に努める。
- (4) 小・中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組織的指導の徹底を図り,いじめを行った児童への指導の徹底及び再発防止の徹底を推進する。
- (5) 加害児童に対しては,人格の成長を旨として,教育的配慮の下,毅然とした態度で指導するとともに,加害児童生徒が抱える問題の解決を図る。
- (6) インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを理解させる取組を行い,児童に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

5 重大事態への対処(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

児童の生命,身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては,教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえ,早期に警察に相談・通報し,警察と連携した対応を取る。

6 いじめ防止のための職員研修

- (1) 教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため,教育委員会と連携し,学校いじめ防止基本方針の共通理解,いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。
- (2) 「いじめ対応マニュアル」,教職員向けリーフレット「いじめゼロに向けて」や「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用し,教職員への指導の徹底を図る。
- (3) Q-Uアンケートの分析・活用のための校内研修を実施する。
- (4) Q-Uアンケート実施後,職員間で情報を共有し,支援方針を明確にする。
- (5) ネット上のいじめに関する校内研修を実施する。

7 その他(各取組のPDCAサイクル等について)

- (1) 学校いじめ防止基本方針を策定するに当たっては,方針を検討する段階から保護者,地域住民,関係機関等の参画を得た学校いじめ防止基本方針になるようにする。また,いじめの未然防止については,児童の意見を取り入れ,児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるようにする。
- (2) 策定した学校いじめ防止基本方針については,学校のホームページや通信等で広く周知を図るとともに,その内容を,必ず入学時・各年度の開始時に児童,保護者,地域住民,関係機関等に説明する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づき,取組が適切に機能しているかを校内いじめ防止対策委員

会を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

8 いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止対策推進法 第22条関係)

(1) 組織の名称・役割

○ 名称

早良小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割。
- ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・ いじめの相談・通報の窓口
- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録, 共有
- ・ 学校における, いじめであるかどうかの判断
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取, 組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

(2) 組織の構成(別添資料I参照)

9 重大事態発生時の調査機関(いじめ防止対策推進法 第28条関係)

(1) 組織の名称と役割

○ 名称

早良小学校いじめ防止対策委員会

○ 役割

- ・ 重大事態の発生について教育委員会への報告
- ・ 重大事態に係る事実関係の調査
- ・ 調査結果を教育委員会に報告
- ・ 調査結果について関係児童及び保護者への情報提供

(2) 組織の構成員

※ 別添資料 I 参照

10 いじめ防止等の各取組の年間計画(P・D・C・Aを記入)

月	児童生徒等への取組 及び児童生徒の活動		職員研修等		チェック
4	学校いじめ防止基本方針作成	P	いじめ防止基本方針作成提出	P	
	家庭環境調査票		校内いじめ防止対策委員会	D	
	前学級担任との情報の共有		特学児童情報の共有	D	
	児童支援連絡会 なかよしアンケート	CA D	学校いじめ防止基本方針作成	P	
5	児童会による取組	D	校内いじめ防止対策委員会	D	
	児童支援連絡会	CA	学校警察連絡協議会	D	
	Q-Uアンケート	D	学校サポーター会議	C	
	学校生活アンケート	D	早良小いじめ防止対策委員会	D	

6	学校生活アンケート(無記名) 児童支援連絡会 「いじめゼロ取組月間」	D CA	教育相談 校内いじめ防止対策委員会	D D	
7	児童支援連絡会 学校生活アンケート	CA D	夏季研修(いじめの早期発見) 1学期の取組の反省	D C	
8	いじめゼロサミット参加	D	夏季研修(Q-U事例検討会) 校内いじめ防止対策委員会	CA AP	
9	児童支援連絡会 いじめゼロ実現プロジェクト 学校生活アンケート	CA D	Q-Uアンケート分析研修会 教育相談 学校サポーター会議 校内いじめ防止対策委員会	CA D C D	
10	なかよしアンケート 児童支援連絡会 携帯教室(保護者含む)	D CA D	校内いじめ防止対策委員会	D	
11	児童支援連絡会 学校生活アンケート(無記名)	CA D	人権のつどい講演会 校内いじめ防止対策委員会	D D	
12	児童支援連絡会 いじめゼロ取組表彰応募 学校生活アンケート	CA D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会	CA D	
1	人権学習参観 児童支援連絡会 なかよしアンケート	D CA D	校内いじめ防止対策委員会 人権学習懇談会	D D	
2	児童支援連絡会 学校生活アンケート(無記名)	CA D	校内いじめ防止対策委員会 学校警察連絡協議会 教育相談	D D D	
3	児童支援連絡会 学校生活アンケート	CA D	学校サポーター会議 早良小いじめ防止対策委員会 校内いじめ防止対策委員会 ・年間の取組の反省 ・次年度の取組の確認	C D C A P	

別添資料I

学校番号 (131)

学校名 福岡市立早良小学校

校長名 大津留 良平

(生徒指導担当者 森 一喜)

いじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第22条関係

1 組織の名称・役割

- 名称 早良小学校いじめ防止対策委員会
- 役割
 - ・ 基本方針に基づく取組の推進や年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ いじめの相談・通報の窓口
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録, 共有
 - ・ 学校における, いじめであるかどうかの判断
 - ・ 関係のある児童への事実関係の聴取, 組織的な指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等

2 組織の構成員

役 職	氏 名
校長	大津留 良平
教頭	有馬 美佐子
教務主任	入江 輝
生徒指導担当者	森 一喜
養護教諭	田上 美帆子
該当学年教諭	学級担任
早良校区青育連会長	樋口 知之
早良自治協議会会長	安井 一徳
早良公民館館長	田中 伸扶
PTA会長	土岐 光弘
主任児童委員	田中 聡子
スクールサポーター	小林 功
スクールカウンセラー	大原 尚馬
スクールソーシャルワーカー	藤島 アユミ